平成20年度災害救助担当者全国会議資料

目 次

Ι	重点事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
I	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する実務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш	災害救助対策事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15
IV	被災者生活再建支援法について(内閣府)·····P21
V	災害救助に係る事例報告 V-I 新潟県中越沖地震の経験(災対室)・・・・・・・・・・・別添 V-I 能登半島地震の経験(石川県)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI	講演 VI-I 災害救助法のここがミソ!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成20年6月2日

厚生労働省社会·援護局総務課 災害救助·救援対策室

I 重点事項について

厚生労働省社会·援護局総務課 災害救助·救援対策室

- 2 -

,

I 重点事項について

1 防災態勢の強化について

先般、中国四川省において大規模な地震が発生し、自然災害の脅威を目の当たりにしたところであるが、我が国も、国土の自然的条件から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、能登半島地震、新潟県中越沖地震等、大規模な災害が発生し、自然災害はいつどこでも起こりうるということを、改めて認識させられたところである。

このため、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模 災害における応急救助の指針について(平成9年6月30日厚生省社会・援護局 保護課長通知)」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、必要な救 助を行うとともに、自治体内部はもとより、平時より関係機関及び団体と必要な 事項を調整しておくなど、一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

2 災害救助法の適用について

災害救助法の適用については、都道府県知事が同法施行令第1条第1項第1号、 2号、3号前段・後段及び4号により、その適用の適否を判断することとなる。

適用の判断に際しては、被害住家の数だけでなく、、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれが生じた場合にも第4号に基づいて法適用ができるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっているので、適用にあたっては法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、適切な対応をお願いしたい。

3 被害状況の把握について

被害状況の把握は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を 及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

特に行政からの情報提供が遅れることにより、被災者等に必要以上の不安を与えることがないよう、迅速な対応が必要である。

このため、あらかじめ市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。

また、発災時には、必要に応じて担当職員の現地派遣を行うことにより、救助の実施状況の把握や市町村への支援に積極的に努められたい。

なお、被害状況の把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門 技術的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、あらかじめ他 の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど専門家を確保しておくよう配意され たい。

4 連絡体制の確保について

応急救助を迅速に行うにあたり、災害発生又はそのおそれがある場合には、市町村から都道府県に直ちに連絡が入るよう体制を確保しておく必要があることはいうまでもないが、法適用前においては被害状況を、法適用後においても被害状況及び救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対しても同様の内容について逐次迅速に情報提供されたい。

なお、大規模災害発生時には、中央防災無線やメールでの連絡を相互に行うこともあるので、その旨ご留意されたい。

また、先般、総務省が開催する「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」において報告書がとりまとめられ、市町村と避難所の運営担当者との間の連絡専用電話を確保すること等、非常時の通信連絡体制の在り方に関し、指摘がなされていることから、各都道府県においては管下市町村に対して適切な対応をとるよう助言をお願いしたい。(研究会報告書の全文は、http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080527_2.htmlに掲載)

5 災害時要援護者の対策について

高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難支援については、昨年12月、政府においてとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組む施策」において、災害時要援護者の避難支援対策の促進がその一つとして位置づけられ、「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」(平成19年12月18日付府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号)及び「「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について」(府政防第111号、消防災第54号、社援総発第0219001号、国河防第671号)により、市町村において避難支援プランの全体計画等の策定に取り組んでいただいているところである。

本年4月には、本施策を実現するための基本的な考え方として、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」を策定しており、災害時要援護者の 避難支援対策を推進することが、プランの主要な柱の一つとして位置付けられて いるものである。

災害救助法に基づく救助においては、要援護者に特別な配慮を行う避難所を「福祉避難所」として位置づけ、特別な配慮に必要な費用を国庫の対象経費として認めているところであるが、現在、十分に指定等の準備がなされている状況にはない。

各都道府県においては、管下市町村に対し、福祉避難所の一層の周知を図ると ともに、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けて、助言をお願いした い。

6 安否情報システムについて

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年6月18日法律112号。以下「国民保護法」という。)においては、武力攻撃事態等や緊急対処事態において、地方公共団体が住民の安否情報を収集し、総務大臣に報告した上で、総務大臣及び途方公共団体の長が国民からの安否情報に対し回答することを規定している。

総務省消防庁では、これらの事務を円滑かつ適正な処理を効率的に実施するために、「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」において検討を進めてきたところであり、本年4月25日から安否情報システムの運用を開始しているところである。

今後、総務省消防庁及び地方公共団体が実施する国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供については、安否情報システムを利用することとなっているが、自然災害・事故時等においても安否情報システムの利用を希望する地方公共団体については、利用可能となっているので、各都道府県の担当者に対し、管下市町村と連携が図られるよう周知方お願いする。

7 市町村への周知

災害救助法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出などは市町村に委任して行われていることが多い。

このように、市町村は災害救助に関する実務の一翼を担う重要な組織であり、 各都道府県の救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大 きい。

このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助事務担当者に対して研修 を行うなど、災害救助事務について一層の周知を図られたい。なお、本会議の内 容については、説明会を開催するなど必ず周知されたい。

-6-

Ⅲ 災害救助法、災害弔慰金の支給等に 関する実務について

厚生労働省社会·援護局総務課 災害救助·救援対策室

-8-

Ⅱ-1 災害救助法の実務について

- ※1 別冊資料の「災害救助事務取扱要領」による。
- ※2 別冊資料の「応急仮設住宅設置に関するガイドライン」による。

Ⅱ-2 災害時要援護者への対応

1 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランについて

高齢者、障害者等の災害時要援護者への対応については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月改定)」及び「災害時要援護者対策の進め方について(平成19年4月)」でお示ししているところであるが、昨年7月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。このような認識の下、昨年12月、政府においてとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」において、災害時要援護者の避難支援対策の促進がその一つとして位置づけられ、内閣府、消防庁、厚生労働省及び国土交通省連名通知の「災害時要援護者の避難支援対策の促進について(平成19年12月18日)」を発出し、各都道府県の協力を求めるともに、この通知の中でお示しすることになっていた市区町村の取り組みの参考となる『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』(平成20年2月19日)を上述の関係省庁連名通知で発出したところである。

本年4月には、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」において、 災害時要援護者対策の推進をプランの基本的な考え方の一つとして明確に位置付け、市 町村において平成21年度までを目途に要援護者情報の収集と共有等を円滑に進めるた めの避難支援プランの全体計画等を策定するよう、促進しているところである。

市町村においては、避難支援プランの作成を通じて地域の要援護者のニーズ把握に努めるとともに、要援護者に対する特別な配慮を行うため、平素から防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時に要援護者が安全に避難できるような支援体制を確立することが求められている。

各都道府県におかれては、管下市町村に対する格別の支援と協力により、災害時要援 護者対策の着実な推進を図るようお願いしたい。

2 福祉避難所設置・運営に関するガイドラインについて

※ 別冊資料の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」による。

Ⅱ-3 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の実務

1 制度の目的

この法律は、自然災害により死亡した遺族に対し弔慰のために災害弔慰金を、

精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うことを目的としている。

2 実施主体

- ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けは、市町村が条 例を制定して行うこととされている。
- ② 災害発生直後の極めて困難な状況の下で、迅速かつ的確に事務を遂行する必要があるため、あらかじめ、事務担当者を定めておくとともに、各種の事態に対応した円滑な処理が行えるよう連絡体制、事務処理手続等の周知徹底などについて十分配慮願いたい。

3 災害弔慰金等の支給対象災害

① 災害 中慰金及び災害障害 見舞金の支給対象となる災害は、市町村の人口数にかかわらず、1つの市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失すれば対象災害となる。この場合、住居が滅失した世帯数の換算は、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるほか、全壊、半壊等の被害認定は、災害救助法の運用基準の例による。

(厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」の1)

- ② 都道府県の区域内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。 (同2のイ)
- ③ 都道府県の区域内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。 (同2のロ)
- ④ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合、すべての市町村(その都道府県外の市町村も含む。)の被害が対象災害となる。(同2のハ)

4 災害弔慰金等の支給対象

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないので、留意願いたい。

自然災害による死亡であるか否か、障害の原因となる負傷または疾病が自然災害によるものか否かの判定は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う市町村長が行うこととなるが、事実関係が明白でない場合には、警察又は消防等の各機関の情報などにより十分調査確認のうえ判定されたい。それでも判定が困難な

場合は、市町村において医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して、第三者の意見を聞くなど、その認定については慎重を期されたい。

5 災害弔慰金等の支給の方法

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、受給権に基づいて支給されるものではなく自然災害による死亡及び障害という事実に対し、市町村の措置として支給される。したがって、市町村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行って支給するものとし、申請書の提出、支給の決定の通知等の手続きは、通常必要としないものであることに留意されたい。

6 災害援護資金貸付け対象の災害

- ① 都道府県の区域内において、災害救助法による救助が行われた場合、都道府県 の各市町村は、貸付けを実施することとなる。
- ② 災害救助法による救助が行われたときは、都道府県からその区域内の各市町村 に対し連絡をとるよう配慮されたい。

7 災害援護資金の所得による制限

- ① 災害援護資金が、被災世帯の生活の立て直しに資するため貸付けられる低利融 資であることに鑑み、資金調達の比較的容易と考えられる一定所得以上の世帯に ついては、貸付けの対象としない。
- ② 災害援護資金にかかる所得の基準額について、貸付けの対象となる世帯の住居 が滅失した場合については、その損害の大きさからくる資金需要の大きさに鑑み、 基準額を1,270万円としているところである。なお、この場合の住居の「滅 失」には、全壊、全焼、流失のすべてを含むものとする。

8 他制度との連携

被災者の生活再建については、被災者生活再建支援法など他制度の活用も図り、 これらを組み合わせて対応するよう市町村に対して適切な助言をされたい。

9 その他留意事項

居住の事実がないにもかかわらず住民の登録地で被災し、家財が使用不能となったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸

付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう改めて留意願いたい。

Ⅱ-4 担当者の異動連絡等について

都道府県・指定都市の災害救助担当者及び国民保護(救援)担当者等に異動が あった場合については、別紙の様式により逐次災害救助・救援対策室まで連絡願いたい。

担当者の異動連絡等について

		担	当業務						
1 担当部	部局・課・係名			部 (局)		課		<u>係</u>	
2 担当者の職名、氏名、自宅電話番号									
職階	職名	s y 氏	* * * 名	自宅	電	話番	号		
部長級					-				
課長級									
補佐級									
係長級									
担当者									
(注)担当部長以下の記載をお願いします。3 緊急時の連絡順位①→②→③→④→⑤									
・電話番)電話、FAX番号 号: () () 号: () 以: 担当者氏名		_	(代 (直 メールアドレス_	通)				

(注) 今回更新箇所に※を記入してください。

- 14 -

Ⅲ 災害救助対策事業について

厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

- 16 -

Ⅲ 災害救助対策事業について

1 事業の趣旨

・ 本事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急 救助の円滑な実施に資するために創設されたものであり、災害時において第一線 で被災者に接し、災害救助法の適切な運用を図ることが要請される市町村の災害 救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修等を行うとともに、地域住 民に対して災害救助制度に関する広報・啓発を行い、災害救助法による応急救助 の的確な実施を図る基盤整備を行うものである。

2 実施主体

・ 実施主体は都道府県とする。なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、 災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることと しているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上、本事業を活用 されたい。

3 事業内容

① 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議

管内市町村の災害救助関係幹部職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度 の周知徹底を図るとともに、相互支援を迅速に行うための連絡会議を行う。

② 市町村災害救助担当職員研修会

管内市町村の災害救助担当職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度や災害用慰金の支給等に関する法律に基づく災害用慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付等、災害発生後速やかに市町村が実施すべき業務についての理解を深め、さらに、各市町村の個々の災害時の対応や平時からの備え(高齢者や障害者等(以下、「災害時要援護者」という。)対策を含む)について情報交換を図る等の研修を行う。

③ 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

地域住民に対し、災害救助制度に関する理解と関心を高めるため、リーフレット及びパンフレット等の作成及び配布(特に福祉避難所に関するもの)、危機管理専門家等による講演会の開催、災害ボランティア育成等を行い、万が一災害が

発生した際において、応急救助が住民の協力を得て円滑に実施されるための基盤 作りを進める。

④ その他災害救助の的確な実施等に資する事業

災害救助法による応急救助の的確な実施を図るための災害時の心のケア活動研修会、図上訓練、各種事項のマニュアルの作成(発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所設置、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理支援及び仮設トイレの設置等)、応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会、災害時要援護者(避難支援、避難所対策等)マニュアルの作成等、災害弔慰金・災害援護資金施行事務の適切な実施を図る。

4 協議方法について

- ・ 本事業の実施に当たっては、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 (平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)及び 「平成20年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議に ついて」(平成20年5月8日社援保発第0508001号厚生労働省社会・援護局保護課 長通知)によっているところであるが、補助事業を検討している都道府県におい ては早急に当室に協議されたい。
- 協議に当たっては、実施予定事業の概要がわかる資料等を提出されたい。
- 研修会等にかかる旅費については、事業の趣旨に鑑み対象としないこととするので留意願いたい。

5 実施上の留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、日本赤十字社支部、その他災害救助関係団体との 連携に十分配慮されたい。
- ・ 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議及び市町村災害救助担当職員研修会については、管内市町村から必ず1名以上の参加が得られるよう努められたい。なお、参加費については無料にするとともに、研修会等の開催時期の選定に当たっては、対象者が参加しやすい時期を考慮して決定されたい。
- ・ 本事業の平成19年度の実施状況は下記のとおりであるが、災害時に重要な役割 を果たす自治体間の連携や担当職員の災害に関する知識を高めることを目的とす る「市町村災害救助関係幹部職員連絡会議」及び「市町村災害救助担当職員研修 会」は非常に効果のある事業と考えられるので、より一層の事業実施を図られた い。

平成19年度災害救助対策事業の実施都道府県数の状況 (事業別)

1 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議

2件

2 市町村災害救助担当職員研修会

21件

3 啓発普及事業

8件

4 その他

9件

・ 本事業の活用により、管内市町村の発災時の連絡体制、備蓄の状況等を十分把 握し、整備の状況等が不十分な市町村に対しては指導を行うなどして、応急救助 の実施体制の整備拡充を進められたい。

6 国民保護(救援)関連対策事業について

・ 災害救助対策とともに「国民保護(教援)関連対策事業」についても平成17年 度よりセーフティネット支援対策等事業のメニュー事業となっているので、都道 府県及び指定都市においては、当室に積極的に協議されたい。

- 20 -